

平成 15 年 11 月
 財 務 省

日米新租税条約のポイント

(日米新租税条約の趣旨)

日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため源泉地国における課税を大幅に軽減するとともに、条約の濫用を防止するための租税回避防止措置を講ずる。

1. 投資交流の促進のための措置

(1) 投資所得（配当、利子、使用料）に関する源泉地国課税の大幅軽減

日米間における投資交流の一層の促進を図るとの観点から、配当、利子及び使用料に関する源泉地国における課税を、以下のとおり、現行条約よりも大幅に軽減することとする。

	現行条約		新 条 約
配当	親子会社間配当 (持株割合 10%以上)	10%	免税 (注 1) (持株割合 50%超)
			5% (持株割合 10%以上 50%以下)
	ポートフォリオ配当	15%	10%
利子	10%		10% (金融機関等が受け取る利子は免税)
使用料	10%		免税 (注 2)

- (注) 1. 親子会社間配当のうち持株割合 50%超の子会社からの配当は源泉地国免税となること、これにより米国に進出しているわが国企業の 8 割以上が、免税の対象となる。なお、米国がこれまでに締結した租税条約のうち、親子会社間配当を免税としたものはわずか 3 条約であり (対イギリス、対オーストラリア、対メキシコ)、これら 3 条約とも持株割合 80%以上の子会社からの配当のみが免税の対象とされている。
2. これまでわが国は、使用料に対しては源泉地国としての課税権の確保を条約ポリシーとしてきたが、経済のソフト化に伴う無体財産権の活用的重要性に鑑み、また、わが国の対内・対外投資の促進を目的として、使用料を免税とするように条約ポリシーの変更を行うこととしている。

(2) 移転価格課税の期間制限

米国は、課税年度終了から長期間が経過した後においても移転価格課税の処分を行うことができることとされており、納税者は関係書類を長期にわたり保存する必要があることから、このような状況を回避するため、移転価格課税の処分に関し条約上の期間制限を設け、課税年度終了時から7年以内に調査を開始しない場合には、その処分を行うことができないこととする。

(3) 国内法の実質的な改正等に伴う問題解決のための協議

一方の締約国が条約に関連する国内法の改正を行った結果、条約締結の趣旨が損なわれることがないようにするため、他方の締約国に対して「特典の均衡」を回復するための協議を要請する権限を与えるとともに、要請を受けた一方の締約国は、3か月以内に協議を行わなければならないこととする。

(4) 金融機関等に対する支店利子税の免除

米国は、外国法人の在米支店に対し、通常の連邦所得税のほかに、支店利子税を課しているが、その税率については、条約上の利子の限度税率を超えてはならないこととするとともに、わが国の金融機関等などその受取利子について源泉地国において免税となる者については、支店利子税は課されないこととする。

(5) 保険に係る連邦消費税の免除

米国は、外国の保険会社が米国において取得する保険料に対し、4%（生命保険及び再保険について1%）の連邦消費税を課しているが、所定の条件を満たす場合には、わが国の保険会社が米国において取得する保険料に係る連邦消費税を免除することとする。

(6) 両国間で課税上の取扱いが異なる事業体への条約適用の明確化

日米両国間で課税上の取扱いが異なる事業体（例えば、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー（LLC）、パートナーシップ（PS）等）を通じて稼得される所得に対して、税の減免といった条約の特典を適切に与えることにより、事業体を通じた投資を促進するため、このような事業体を通じて所得を稼得する場合における条約の特典に係る適用関係を明確にすることとする。

2. 条約濫用による租税回避を防止するための措置

(1) 租税回避の防止のための特典制限条項の導入

新条約においては投資所得に対する源泉地国課税が大幅に軽減されることから、第三国居住者による条約の濫用を防止するため、所定の要件を満たした居住者に対してのみ条約の特典を付与することとする。

(2) 情報交換のための調査権限の創設

情報交換の実効性を高めるため、各締約国に対し、自国の課税上の必要性の有無にかかわらず相手国のための情報収集が行えるよう必要な措置を講ずることを相互に義務付けることとする。

(注) わが国は平成 15 年度税制改正の一環として行った租税条約実施特例法改正（新第 9 条の新設）により国内措置済み。

(3) 匿名組合を利用した租税回避行為の防止

匿名組合契約を利用した租税回避が日米間で生じないように、匿名組合契約に関連して米国において取得する所得及び匿名組合契約に基づいて日本において支払われる利益の分配については、日米両国において国内法令に従って課税を行うこととする。

以 上